

平成13年3月29日制定
平成15年6月20日改正
平成16年4月 1日改正
平成17年4月 1日改正
平成18年4月 1日改正
平成19年7月31日改正
平成20年4月 1日改正
平成20年7月 1日改正
平成27年6月30日改正
平成27年8月 1日改正
平成29年4月 1日改正
平成30年4月 2日改正

鹿児島市訪問介護等利用者負担助成事業実施要綱を次のように定める。

鹿児島市長 森 博 幸

鹿児島市訪問介護等利用者負担助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の円滑な実施を図るため、法第19条に規定する要介護認定若しくは要支援認定を受けた被保険者又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者のうち、鹿児島市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱（平成12年3月31日制定。以下「減額実施要綱」という。）に基づく利用者負担額の減額の対象とならない者が、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は法115条の45の3に規定する指定事業者から法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護及び法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「訪問介護等」という。）のサービスを利用した場合に、当該利用者負担額を減額することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「利用者負担額」とは、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める告示又は要綱により算定した訪問介護等のサービスに係る費用の額（その額が現に当該訪問

介護等のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問介護等のサービスに要した費用の額とする。) から同表に定める控除額を控除した額をいう。

サービス	告示・要綱	控除額
訪問介護	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）	法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の額
夜間対応型訪問介護	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）	法第42条の2に規定する地域密着型介護サービス費の額
第一号訪問事業	鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年10月6日制定）第12条	鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第13条に規定する第1号事業支給費の額

(減額の対象者)

第3条 減額の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者（法第63条から法第69条までに該当する者を除く。）とする。

(1) 生計中心者が所得税非課税である世帯又は生活保護受給者世帯に属する平成17年度末現在において減額実施要綱による利用者負担額の減額の対象者として認定されていた者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 65歳に達した日前1年の間に、障害者（身体障害者、知的障害者又は難病患者をいう。以下同じ。）を対象としたホームヘルプサービス又は介護保険の訪問介護サービスの利用実績がある者

イ おおむね法施行の日前1年の間に、本市の高齢者又は障害者を対象としたホームヘルプサービスの利用実績がある障害者のうち65歳に達する日の前日までに有することとなった障害を原因として手帳の交付等を受けている者

ウ 法第7条第3項第2号又は第4項第2号に規定する特定疾病により要介護状態又は要支援状態になった40歳以上65歳未満の者

(2) 生計中心者が所得税非課税である世帯に属する65歳以上の者のうち、前号に掲げる者以外の者であって、平成17年度末現在において減額実施要綱による利用者負担額の減額の対象者として認定されていたもの（生活保護受給者世帯に属する者を除く。）

(3) 65歳到達により法によるサービスの対象となった者のうち、65歳到達前に障害を原因として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、鹿児島市障害福祉サービス等利用者負担額助成実施要綱（平成19年3月30日制定）の定めるところにより利用者負担の助成を受けていたもの又は受ける資格のあったもの

(4) 平成18年度中に65歳に到達したことにより法によるサービスの対象となった者のうち、65歳到達前に障害を原因として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(5) 平成18年度以降に法によるサービスの対象となった者（対象となった日に40歳以上65歳未満であり、かつ、法に規定する特定疾患に患っている者に限る。）のうち、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(減額の割合)

第4条 減額の割合は、利用者負担額に10分の5を乗じて得た額とする。

(減額対象者の認定申請)

第5条 減額の対象者であることの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿児島市訪問介護等利用者負担助成対象者認定申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

(減額対象者の認定)

第6条 市長は、前条の規定により減額の対象者の認定申請がなされた場合において、第3条の減額の対象者に該当すると認めるときは、訪問介護等利用者負担助成対象者認定証（様式第2。以下「認定証」という。）に第4条の減額の割合を記載して当該申請者に交付するものとする。

2 認定証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日（生活保護の廃止等により新たに減額対象者となった者については、当該減額対象者となった日）から翌年度の7月末日まで（申請のあった日が4月から7月までの期間にある場合にあつては、当該年度の7月末日まで）とする。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

(認定証の提示)

第7条 前条の規定により認定証の交付を受けた者が、訪問介護等のサービスを利用し、減額を受けようとするときは、当該訪問介護等のサービスを提供する事業者に対して認定証を提示しなければならない。

(高額介護サービス費等との調整)

第8条 この要綱に基づく利用者負担額の減額を受けた場合における法第51条第1項に規定する高額介護サービス費、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費及び鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第14条に規定する高額介護予防サービス費等相当額の支給については、当該減額分を利用者負担額から控除した額について適用するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、減額について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市訪問介護利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市訪問介護利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市訪問介護利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市訪問介護利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鹿児島市訪問介護等利用者負担助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第3条の規定は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年6月30日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に交付された訪問介護等利用者負担助成対象者認定証で有効期限が「平成27年6月30日」と記載されているものの有効期限は「平成27年7月31日」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市訪問介護利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市訪問介護利用者負担助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた介護予防訪問介護は、なお従前の例による。